「医師養成の拡充について」という報告が出されるのであるが、それはさておき、そこに看護学部部会が置かれ、1974年1月には「看護学部設置についての中間まとめ」という報告が出された。それとは別に、1973年10月東京都立保険大学設置準備調査会は「東京都立保険大学設置に関する答申」を出していた(『千葉大学三十年史』837~8ページ)。単なる看護技術の習得ではなく、人間理解にもとづく総合科学としての看護学の教育研究の機関が求められていたのである。

医学部出身で事情を熟知していたと思われる当時の学長相磯和嘉は1973年6月、部局長会議および評議会で、看護学部創設を積極的に進めることの同意を得、準備のために1974年度概算要求をすることを一任された。その1974年度予算は認められ、4月には千葉大学看護学部創設準備室が設置された。そして翌1975年には看護学部が設置され、機能・代謝学と基礎看護学の2講座で発足したのである。1976年に4講座、1977年に3講座、1978年に1講座、1979年に1講座が増設され、合計11講座となったが、これらはすべて初めから学科目制ではなく修士講座制をとっていたため(それについては本章第4節第3項で後述)、1979年最初の卒業生と同時に、看護学研究科(修士課程)が設置されるのに何の問題もなかった(『千葉大学三十年史』839~40ページ)。時代の要請があり、他大学に先がけてユニークな学部を構想したことが、かくもスムーズな学部および研究科の設置となって現れたのであろう。

第4節 新制大学院の発足

第1項 大学院医学研究科

新制国立大学の大学院は、新制大学の上につづく修士課程、博士課程という2つの教育体系を持つ組織として1953年4月に発足した。新制国立大学の創設が1949年5月31日で、その最初の卒業者が出るのが医学系・歯学系を除き1953年3月、それに合わせるためである。大学院設置に関する文部省の方針は、しかし、旧制大学で学位審査権を認められていた大学を優先する、旧制高校・専門学校を基盤とした大学には当分設置しないというものであった。

このため1953年に設置が認められたのは旧帝国大学(東京、京都、東北、九州、北海道、大阪、名古屋) 旧官立(単科)大学(一橋、神戸、東京教育、広島、東京工業)の12校だけでしかなかった。医学系・歯学系の卒業者が出る1955年には、東大を

第4節 新制大学院の発足

除く旧帝大、旧官立医科大学(新潟、岡山、長崎、千葉、金沢、熊本)のほか、戦後 生まれの旧制医科大学(東京医科歯科、群馬、徳島)でも医学系博士課程の設置が認 められたが、他の研究科新設が認められることは旧帝大を除きなかった。千葉大学 も、総合大学として出発したとはいいながら、医学部以外の学部の上に大学院が認め られることは、修士課程ですら当面なかったのである。

ちなみに当初、大学院制度は今日のような法令によってではなく、各大学任意加盟の連合体ともいうべき大学基準協会の「大学院基準」と、それを受けた文部省大学設置審議会の「大学院設置基準」によって根拠づけられていた。前者によれば、修士課程は「学部に於て一般教養と専門分野の基礎的教養を積んだ者が更に精深な学識を修め且つ研究能力を養うことを目的とする」(大学基準協会、大学院基準第1の2)とされ、博士課程は「独創的研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え文化の進展に寄与するとともに専攻分野に関し、研究を指導する能力を養うこと」(大学院基準第1の3)を目的とするとされていた。1955年の改正で修士課程には、研究者養成のほか、実社会の各分野で指導的役割を果たす人材の養成が、目的として付け加えられた(『大学基準協会十年史』1957年刊)が、千葉大学がそれらに寄与することは医学系を除き、当分の間なかったのである。

総合大学を謳いながら、大学院レベルでは事実上単科大学であり続けることの問題性を、学長ら当時の大学当局者たちが無視していたわけではない。1952年3月22日千葉大学で開かれた「旧制医科大学を包括する国立六大学学長会議」で岡山大学は、医学部以外の学部につづく大学院は「内容を審査した上で可能かどうか」を決めてほしいと要請し、続けて「只単に新制なるが故に大学院を置くのは不適当だというのでは困ります、例えば岡山に優秀な人が居た場合、岡山には大学院が出来ないため外の大学院の出来た大学に引き抜かれるといったようなことが起こるとすると地方の大学は何時迄経っても発達しないことになります」と述べ、これに千葉大学も同調している。しかし文部省側の対応は、新制大学はまだまだ整備が必要で現状のままでの大学院設置は疑問だというものであった(議事録、ガリ版刷)。

このような文部省の基本姿勢は、10年間変わらなかった。実際、1963年までに国立 大学で新たに大学院が設置されたのは、旧帝大・旧官立を除けば1958年に弘前、信 州、鳥取の3大学(戦後生まれの旧制医科大学)、翌1959年に鹿児島大(旧県立医科 大学)と計4大学だけで、おのおの医学研究科がつくられたに過ぎない。

第2項 1963年中教審答申と薬学、工学、園芸学研究科(修士課程)

大学院設置を認められない大学や学部の、文部省の消極姿勢に対する不満は大きかった。たとえば、1958年三重大学で開かれた「国立農水産関係大学長及学部長協議会」では、愛媛大学から「新制大学農学部、大学院設置の要望」が提案され、「新制大学も発足以来十年を経まして多くの卒業生を出し、又研究もかなり進んで居ります」(愛媛)「新制大学は研究は第二として、昔の専門学校の如く実際社会に直ちに役立つ者を養成すればよいとして、ウエイトを非常に軽く考えているように思われる」(東京水産)「学部全体でなくともある学科だけは非常に充実しているという場合もある」(三重)「大学院のある四年間のコースと専門学校より転換した大学のコースとの間に差があるという考え方であるが……差はつけてもらいたくない」(鹿児島)「大学院を置く大学と、置かぬ大学……間で予算その他すべて違ってきているのでしばしば本省に申入れるのであるが、何らきいてもらえない」(岩手)等々の意見が出された。

これに対する文部省側の答弁は、「将来は別として現在として本省では置く考えはありません」、「現在の制度を充実することであって、大学院の問題は、論議の点となっていない」、「旧制大学のやり方をモデルとして考えられずに、研究を離れてはいかぬが教育の面を充分考えてほしい」という、にべもないものであった。しかし、新制公私立大学ですでに大学院設置が認められている点をつかれた際に、つぎのように答えたことは見逃せない。「国立は国が設置し、国の方針で動くが公私立については一定の基準に合致すれば言いかえれば設置審議会でよろしいということになれば本省で拒否出来ない」(『第十九回国立農水産関係大学長及学部長協議会議事録』三重大学農学部 1958年10月13~15日)。つまり、6年前には組織未整備が理由であったものが、「国の方針」が理由とされ、その変更により大学院設置が認められる可能性が示唆されたのである。

なお、大学院が設置されない新制大学卒業者のために、文部省は1年間の専攻科課程を用意したが、千葉大学では1954年に園芸学、1955年に工学、1956年に薬学の専攻科が認められ、後述する研究科(修士課程)創設まで存続した。

「国の方針」が大きく変わるきっかけとなったのが、1963年1月の中央教育審議会 答申「大学教育の改善について」(本章第2節第2項で前述)であった。千葉大学の 大学院拡充にとってとくに重要であったのは、「大学の設置および組織編成につい

第4節 新制大学院の発足

て」の項で「現在、総合大学に近い構成をもち、博士課程の基礎となっている学部と そうでない学部とで構成されている大学のうち、教育水準の高いものについては、実 態に即して適切な措置をとることを検討すべきである」と記されたこと、および自然 科学系高等機関を拡充しようとする方向性である。

これより先の1961年7月、薬学部では「千葉大学薬学部大学院設置促進同盟会」を設置し、千葉県選出衆議院議員川島正次郎を会長とし、広く政財界の有力者を役員に網羅して運動を開始した(『千葉大学三十年史』99ページ)。これは同月10日に中教審第1次中間答申が出され、大学院問題がかなり詳細に論じられたことから、早い段階で運動を始めたということであろう。しかしその実現は、最終答申が出された後の1963年以降となった。1963年に国立大で先行設置された薬学研究科(修士課程)は、医学部を持たずに古い伝統を誇る富山大学(1920年富山薬学専門学校)だけで、千葉大学では翌1964年に金沢、熊本両大学とともに設置が認められた。ちなみに、1965年度には徳島、長崎両大学にも設置されている。医学部薬学科が1969年に設置された岡山大学では、1973年に薬学研究科が設置された。

理工系の研究科は中教審の、したがって文部省の重視するところであり、1963年にも横浜国立(工学)など3大学、1964年には山形(工学)など10前後の大学に設置された。千葉大学工学研究科は1965年の発足であるが、これは文部省が工学部の西千葉統合後の研究科設置を省議決定し、かつ松戸からの移転完了が1965年7月になったためであり、特段の問題があったわけではない。地元千葉県でも「京葉工業地帯の発展からみて必要」とし、1963年11月友納武人知事が自ら「千葉大学工学部大学院設置促進期成同盟」の会長となって、設置運動を行っている(『千葉日報』1963.11.19)。

これらに反して、園芸学研究科の設置は1969年であり、遅い部類に属する。一般に国立大農水産関係学部は、①旧帝国大学農学部、②戦前からの官立高等農林学校等で新制大学に統合されたもの、③戦前は県立農業専門学校等であり新制大学統合にともない国立に移管されたものに三分類されるが、千葉大学園芸学部は第二類型に属しながら研究科設置ではその末尾、むしろ第三類型の一部大学に先行された。1964年5月千葉大学で開催された「第30回国立農水産関係大学長および学部長協議会」で、当時の文部事務次官はつぎのように述べている。

1964年度予算編成の際大学の体質改善が終ったら大学院に手をつけるべしとの議論もあったがその進行中でも希望と期待を与えるため若干の大学に修士課程を設置した。重大なときに期待に応えた積りである(『第30回国立農水産関係大学長および学部長協議会議事録』千葉大学園芸学部 1964年5月13~14日)。

これを見れば、修士課程設置の遅れは、園芸学部の「体質改善」が十分でないと見なされたためであることは間違いないが、具体的な理由は資料的に必ずしも明らかではない。1961年農業基本法が制定され生産性重視の選択的拡大の方向が打ち出され、また卒業生の動向が急変したのに応じて、「農業の総合的研究・教育と農業教員養成」を目的とする総合農学科が全国の大学で姿を消したこと、それにもかかわらず千葉大学園芸学部には残り「ついに本学だけの存在となってしまった」こと、1967年総合農学科が農業生産管理学科に改組されたその2年後に研究科設置が認められたこと(『千葉大学三十年史』102ページ)から、若干の推測ができるだけである。

第3項 理学研究科(修士課程)

千葉大学理学部は1968年の文理学部改組により、人文学部、教養部と同時に発足したが、その上に研究科をつくろうとする場合、最大の問題はそれらすべてが学科目制で出発したということである。1956年10月文部省は大学設置基準を(大学基準協会によってではなく直接)制定したが、その第5条はつぎのように定めていた。

- 第5条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科目制又は講座制を設け、これらに必要な教員を置くものとする。
 - 2 学科目制は、教育上必要な学科目を定め、その教育研究に必要な教員を置く制度とする。
 - 3 講座制は、教育研究上必要な専攻分野を定め、その研究教育に必要な教員 を置く制度とする。

講座制が研究と教育とを分けない建前の制度であるのに対し、学科目制はもっぱら教育上の必要性を原理とする制度であった。また、第6条以下第9条までが定める教員組織の基準でも、学科目制は講座制より低く位置づけられていた。1963年中教審答申が、高等教育種別化構想との関連で、「大学院大学の学部は講座制に、大学の学部は学科目制によるのが適当である」と論じたゆえんである。

千葉大学理学部は改組が遅れたため、また文部省の強い要請があって、数学科・物理学科・化学科(以上各4学科目)・生物学科(3学科目)の4学科制で、1968年発足した地学は共通2学科目としてとどまった。自然系5専攻がそろわない状態では、研究科設置は無理である。しかし、1971年度の留学生部廃止にともない、1971年度に生物学科、1972年度に共通学科目(地学)に各1学科目が増設されたこと、また、理学部発足自体が「地学科の大勇断」のおかげという共通認識があって、地学科独立の

第5節 大学院博士課程設置の試み

概算要求のため理学部全体が協力したことにより、1974年地学科の増設 = 5 学科制理学部の完成に成功した。ここから講座制への昇格、理学研究科(修士課程)設置まではあと一歩である。5 専攻からなる理学研究科は、翌1975年に設置された(『千葉大学三十年史』160~2、581~3ページ)。

ちなみに、本章第2節第2項との関連で文理学部を設置していた他の13校の自然系研究科(修士課程)発足時期を見れば、1976年信州大理学、静岡大理学、1977年弘前大理学、鹿児島大理学、1978年埼玉大理学、富山大理学、愛媛大理学、1979年山形大理学、茨城大理学、1982年山口大理学、佐賀大理工学、1985年島根大理学、高知大理学となっている。千葉大の文理改組が2校を除き最終であったにもかかわらず、大学院設置が最初となったこと、文部省の指導にもかかわらず文理学部改組をしなかった2大学が、大学院設置において不利益を被っていることなどが理解されよう。

第5節 大学院博士課程設置の試み

第1項 薬学系博士課程の設置

修士課程設置が認められれば、つぎに博士課程を望むのは、研究者・教育者の人情というべきであろうか。修士課程が発足した直後の1964年5月、微生物化学研究室の山岸三郎教授は薬学部同窓会機関紙上で同窓会有志の支援に感謝するとともに、つぎのように述べている。

大学院修士課程設置の実現は実は「事成れり」でなく、むしろ「事始め」であるともいえるものです。その理由は昔流にいうと学部としていわば元服がすんだというところで、まだ次に博士課程研究科の設置、薬学部の規模拡大即ち当面二学科制の設立、付属研究施設の設置、建物の新営等、今後の問題が山積している状態です。しかし、最も大きく立ち塞がっていた大学院修士課程設置問題が解決されたことが、同窓会員の皆さんに明るい希望を与えたように、大学の教員にも強い研究意欲と教育への情熱をかり立てずにはいないでしよう(『千葉薬学同窓会報』創刊号 1964.5.1)

「今後の問題」のうちまず実現したのが、1966年に認められた薬学科・製薬化学科の2学科制である。1971年に製薬化学科が第1回卒業生を出すと同時に、薬学研究科製薬化学専攻(修士課程)が設置された。しかし、博士課程の設置はなかなか認めら